射水市フラワーパーク沖塚原指定管理者候補者選定委員会の選定結果について

1　施設の名称等

（1）名　称　　フラワーパーク沖塚原

（2）所在地　　射水市沖塚原１４３番地

2　指定管理者の募集概要

（1）指定管理者が実施する主な業務

① 施設の維持管理に関する業務

② 施設の使用の許可に関する業務

③ 施設の利用料金の徴収に関する業務

④ その他別添仕様書に記載する業務

（2）指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年）

（3）申請件数

１件

3　審査結果

（1）選定基準

審査基準	審査の視点	判定
１　市民の平等な利用の確保 （条例第４条第１号）	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
２　公の施設の効用の最大限の発揮 （条例第４条第２号）	【施設設置目的の達成】（１０点） a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b 施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。	５０点
	【サービスの向上】（１５点） a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。	
	【利用者の増加】（１０点） a 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 b 地域や関係機関等との連携が図られているか。	
	【地域活性化の取組】（１５点） a 市内の雇用や市内事業者の活用を図る提案がされているか。 b 地域資源を活用する提案がされているか。	
３　管理運営経費の縮減 （条例第４条第２号）	【管理運営に係る収支の内容と的確性】（２０点） a 提示された指定管理料の範囲内において、事	２０点

	業の実施、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれており、健全な運営が確保されているか。 b 経費の節減のための工夫は、示されているか。 c 管理経費の積算基準が、明確な積算根拠を基に示されているか。 d 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。	
４　公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（条例第４条第３号）	【安定した基礎能力】（１０点） a 団体の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実に行うための経理的基礎を有しているか。	３０点
	【安定した人的管理能力】（１０点） a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。	
	【適切な管理体制】（１０点） a 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合計	１００点

（２）結果概要

審査項目 ／ 申請者	1 市民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 （250点）	3 管理運営経費の縮減 （100点）	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 （150点）	合計 （500点）
株式会社ファーム沖塚原	確保されている	201点	79点	116点	396点
指定管理者候補者：株式会社ファーム沖塚原					
（備考）	これまでの実績を活かし地域の新たな事業モデルを築いていくことで、地域のさらなる発展につながることを期待できることから、優れた提案であると判断した。				

※　審査員５人の採点の合計で、合計欄の最高は５００点となります。

※　審査基準に基づいた得点の合計点が満点の６割（３００点）に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しません。